

越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するとともに、本町の特産である梅の生産振興を図るため、クビアカツヤカミキリの被害に遭った梅の樹木を伐採及び処分（以下「伐採等」という。）をする者に対し、町が交付する補助金（以下「本補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 本補助金の交付に関しては、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「クビアカツヤカミキリ」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。

2 この要綱において「被害木」とは、町内においてフラス（クビアカツヤカミキリの幼虫が木の中に存在している場合に確認されるフンと木くずが混ざったものをいう。）が発生している梅の樹木であって、町長がクビアカツヤカミキリによる被害又はこれによる樹木枯死の被害を受けたと認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に梅畑その他の土地を所有する者又は当該土地の権利を有する個人、法人若しくは団体であって、当該土地にある被害木の所有者又は管理者であるもののうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内の被害木の所有者又は管理者であって、申請年度内に次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）のいずれかを実施する者。ただし、当該事業は、伐採した被害木にネットをかぶせるなどのクビアカツヤカミキリの拡散防止措置が十分にとられており、かつ、申請年度内に焼却処分又はチップ化が行われるものに限る。

ア 被害木の伐採等

イ 被害木の伐採等であって、当該伐採等に伴い梅の新植又は改植を行うもの

(2) 同一年度内に本補助金の交付を受けていない者（同一世帯員を含む。）

(3) 本補助金の交付申請時において、町税（個人にあつては、国民健康保険税を含む。）を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のうち、被害木の伐採等に要する経費であって、次に掲げる費用とする。ただし、新植若しくは改植に要する経費及び申請者自身が行う作業に係る労務費は含まない。

(1) 前条第1号ア又はイに規定する事業の委託（町内業者に限る。）に係る費用

(2) 前条第1号ア又はイに規定する事業を申請者が自ら実施する場合における、被害木の処分施設等への運搬に要する経費（運搬の委託料、車両の借上料等をいう。）及び当該被害木の処分に要する経費（処理手数料、機械の借上料等をいう。）

(補助金の額等)

第5条 本補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とし、20万円を限度とする。

(1) 第3条第1号アに規定する事業（新植又は改植を伴わない場合）補助対象経費の2分の1

(2) 第3条第1号イに規定する事業（新植又は改植を伴う場合）補助対象経費の5分の4

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、次の各号に掲げる全ての書類を添えて、越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(1) 対象経費の予定額の詳細が分かるもの（見積書の写し等）

(2) 被害木の所在が分かる位置図

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者の第3条第3号に規定する町税を滞納していないことの確認は、町長が申請者の同意に基づいて町税の納付状況を調査する方法により行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定による交付申請書が提出された場合は、速やかに内容を審査するとともに、本補助金の交付の可否を決定し、越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により本補助金の不交付を決定したときは、その理由を付さなければならない。

（事業の変更又は中止）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる全ての書類を添えて、越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金実績報告書（様式第4号）（以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

（1） 伐採等に係る領収書（作業日、申請者氏名、領収日が記載されているもの）の写し又はこれに代わる書類の写し

（2） 対象経費の詳細が分かるもの

（3） 状況写真

ア 伐採等における拡散防止措置の状況が確認できるもの

イ 施工完了並びに処分（焼却処分又はチップ化）が確認できるもの（第3条第1号イに規定する事業にあっては、新植又は改植を行った状況が確認できるものを含む。）

（4） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日（この日が越生町の休日を定める条例（平成元年条例第20号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、その前日以前の町の休日でない最初の日）までとする。

（補助金の額の確定及び請求）

第10条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本

補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正行為により本補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は本補助金に関する町長の指示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に本補助金を交付しているときは、本補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、前項の規定により補助金の返還をさせることとしたときは越生町クビアカツヤカミキリ梅被害木伐採等補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

4 第7条第2項の規定は、第1項の規定による取消しについて準用する。

(協力の要請)

第12条 町長は、必要に応じて本補助金の交付を受けた者に対して、被害木に関する資料の提供、周辺の状況調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。